

OCTV 放送サービス契約約款

令和 6 年 6 月 1 日現在

株式会社帯広シティーケーブル

株式会社 帯広シティーケーブル 契約約款

～目次～

第 1 条	(甲の行うサービス)
第 2 条	(契約の対象)
第 3 条	(契約の成立)
第 4 条	(加入申込の解除)
第 5 条	(契約の有効期限)
第 6 条	(契約料)
第 7 条	(施設の設置及び費用負担)
第 8 条	(利用料金)
第 9 条	(STB)
第 10 条	(料金の支払い方法)
第 11 条	(料金の改定)
第 12 条	(甲の責任及び免責事項)
第 13 条	(サービス提供の停止による損害の賠償)
第 14 条	(サービスの無断使用、営業使用の禁止)
第 15 条	(故障)
第 16 条	(放送サービスの休止・廃止)
第 17 条	(放送サービスの情報提供)
第 18 条	(設置場所の変更)
第 19 条	(名義変更)
第 20 条	(加入者の禁止事項)
第 21 条	(違約に関する措置)
第 22 条	(加入契約の解約)
第 23 条	(加入者の義務違反による停止)
第 24 条	(契約の解除)
第 25 条	(B・C A S カードの取扱い)
第 26 条	(C・C A S カードの取扱い)
第 27 条	(加入者個人情報の取扱い)
第 28 条	(国内法への準拠)
第 29 条	(定めなき事項)
第 30 条	(約款の改正)
附 則	
別 表	(料金表)

株式会社 帯広シティーケーブル（以下甲という）と、甲が行うサービスの提供を受ける者（以下加入者という）との間に結ばれる契約は、次の条項によるものとする。

第 1 条 （甲の行うサービス）

甲は業務区域内の加入者に次のサービスの提供を行う。

- (1) 自主放送テレビジョン・データ等（有料チャンネルを含む）を有線により放送するサービス。
- (2) 甲による受信可能なテレビジョン放送を有線により再送信をするサービス。
- (3) 上記サービスに付帯する業務。

第 2 条 （契約の対象）

加入契約の対象は次の 3 形態とする。

- (1) 1 戸建住宅及び下記以外の一般加入者。
- (2) ホテル、病院、下宿等の第 3 者サービスを目的とする営業用加入者。
- (3) 4 世帯以上の集合住宅、アパート等の共同加入者。

2. 加入契約は 1 端子受信機ごとに行う。但し、営業用加入者の場合は増設受信機を含むものとする。

第 3 条 （契約の成立）

加入契約は、加入申込者が当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとする。

ただし、当社は加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがある。

- (1) 加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- (2) その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
- (3) 本施設の構築が困難であると判断される場合
- (4) 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

第 4 条 （加入申込の解除）

加入申込者は、加入申込を解除しようとするときは、締結書面受領の日から 8 日の間、書面で甲に通知することにより申込を解除することができる。この場合、工事施工済みの場合工事料を加入者の負担とする。尚、契約料を支払済みの場合はその契約料の払戻しを行う。

第 5 条 （契約の有効期限）

契約の有効期限は、契約成立の日から 1 年間とする。ただし、甲、加入者いずれから意思表示がない場合には、引き続き 1 年間の期間を更新するものとし、以後も同様とする。

第 6 条 （契約料）

甲に加入し、サービスの提供を受けようとする場合は、別に定める料金表に従い、契約料を支払うものとする。

第 7 条 (施設の設置及び費用負担)

甲のサービスに必要な施設の設置工事並びに保守は、甲及び甲が指定する業者が行うものとする。

2. 甲は設置した施設のうち、引込端子（放送センター、伝送路設備）までの設置に要する費用は甲が負担し、これを所有する。
3. 加入者は、引込端子の引込線より受信機の入力端子までの設備の設置に要する工事代金を負担（別途申込書により契約料と合算して分割払いが可能）し、甲は引込端子以降保安器又は V-ONU を含む引込線（V-ONU 用電源装置含む）の他、セットトップボックス（以下 STB という）を所有する。加入者は、保安器又は V-ONU 出力端子以降の屋内線を所有する。
4. 施設の設置にあたり、甲の施工基準を超える場合、その費用は、加入者の負担とする。
5. 加入者は加入者の施設の設置について、あらかじめ地主、家主その他利害関係者の承諾を得ておくものとし、後日苦情が生じた場合があっても、甲はその責を負わないものとする。

第 8 条 (利用料)

加入者はサービスの提供を受け始めた当該月日の翌月から、別に定める料金表に従い利用料を支払うものとする

2. 甲が第 1 条に定める全てのサービスを月のうち継続して 10 日以上行わなかった場合は、当該分の利用料は前項の規定にかかわらず無料とする。但し、番組単位に支払う有料チャンネルについては、この限りではない。
3. 日本放送協会の受信料（衛星受信料含む）は、甲の利用料に含まれていない。加入者は放送法の規定に基づき、別途日本放送協会に受信料を支払うものとする。
4. 株式会社 WOWOW の加入料及び視聴料は、甲の利用料に含まれていない。加入者は、別途 WOWOW と受信契約が必要となる。
5. 有料チャンネルの視聴は、STB 毎、チャンネル毎、月毎の契約とし、別に定める料金表に従い払い込むものとする。
6. 加入者が第 8 条に定める利用料を 2 ヶ月継続して支払義務を怠った場合、加入者に催告の上、サービスを停止できるものとする。なお、解除の際は、加入者が解除を催告した日の属する月までの利用料を含んだ未払いの料金を支払う義務を負うものとする。また、サービス停止中の利用料は課金されるものとする。
7. 加入者が第 8 条に定める利用料を 3 ヶ月継続して支払義務を怠った場合又はその他この約款に違反する行為があったと認められる場合は、加入者に催告の上、加入契約は解約となるものとする。加入者の都合により、当社から加入者に対する催告が到達しない場合は、通知催告なしに加入契約は解約となるものとする。

第 9 条 (STB)

甲は、甲の所有する STB 及びリモートコントローラ等の付属品を加入者に貸与する。但し、契約終了時には加入者は直ちに当社に STB を返還するものとする。

なお、付属の BS デジタル用 IC カード（以下 B-CAS カードという）及びデジタル CATV 限定受信用 IC カード（以下 C-CAS カードという）の取り扱いについては、第 25 条及び第 26 条の規定によるもの

とする。

2. 加入者は、故意または、過失による STB の破損、紛失等の場合には、別に定める料金表に従いその相当分を甲に支払うものとする。
3. 加入者は、当社が必要に応じて行う STB のバージョンアップ作業の実施に同意するものとする。デジタルサービスは、当社の指定する STB が設置された場合のみ利用できる。

第 10 条 (料金の支払い方法)

加入者は、当社に工事費等について、当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとする。

2. 加入者は、当社に月単位で支払う料金について、当月分を翌月の当社が指定する期日（金融機関の休日の場合には翌営業日）までに、当社が指定する方法により支払うものとする。
3. 加入者は、前二項の料金について、当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとする。

第 11 条 (料金の改定)

甲は、社会情勢の変化等に伴い、加入金及び利用料等の改定をすることができる。2. 改定する場合は、1カ月前に一般に周知し、当該加入者に通知するものとする。

第 12 条 (甲の責任及び免責事項)

甲は甲の施設について維持管理責任を負う。なお、加入者は施設の維持管理の必要上、サービス提供が一時的に停止することを承認するものとする。

2. 甲の保守責任範囲は、保安器又は V-ONU の出力までと STB のみとする。
3. 保安器又は V-ONU の出力端子以降の施設及び受信器等（STB を除く）に起因する事故が生じた場合があっても、甲はその責任を負わないものとする。

第 13 条 (サービス提供の停止による損害の賠償)

当社は次の場合のサービス提供の停止に基づく損害の賠償責任を負わないものとする。

1. 天災、事変
2. 放送衛星、通信衛星の機能停止
3. その他当社の責に帰することのできない事由

第 14 条 (サービスの無断使用、営業使用の禁止)

法令により、加入者がテープ・配線等により甲のサービスを第三者に提供すること、及び対価を受けて甲のサービスを第三者に上演することを禁止する。

第 15 条 (故障)

甲は加入者から、甲の提供する業務の受信に異状の申し出のあった場合は、これを調査し、必要な処置を講ずるものとする。

2. 異状の原因が加入者の施設による場合は、その修復に要する費用を加入者の負担とする。
3. 加入者が故意または過失により、甲の施設に故障を生じさせた場合は、その修復に要する費用は加入者の負担とする。

第 16 条 (放送サービスの休止・廃止)

甲は、都合により放送サービスの全部又は一部を一時的又は永続的に休廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により放送サービスを休廃止するときは、休廃止によって提供されなくなる放送サービスの内容、休廃止が開始される期日を加入者に対し事前に通知します。

第 17 条 (放送サービスの情報提供)

甲は、放送サービスの内容及び放送時間を、EPG により提供するものとします。ただし、EPG により提供する内容及び放送時間は、一部のチャンネルを除き変更される場合があります。

2. 甲は、内容及び放送時間の変更、EPG の表示の間違い、誤作動等については一切賠償の責を負いません。

第 18 条 (設置場所の変更)

加入者は、加入者の施設の設置場所の変更等をしようとする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。

2. 加入者が転居等により受信設備の移転を行う場合、甲の施設内に限り可とし、移転に要する費用は加入者の負担とする。

第 19 条 (名義変更)

次の場合は甲の承諾を得た上で、加入者の名義を変更することができる。

この場合、新加入者は、名義書換料として別表 4 に定める手数料を添え、申し出るものとする。

- (1) 相続または法人等合併の場合。
- (2) 新加入者が加入契約に定める旧加入者の受信機の設置場所において、甲の業務の提供を受けることについての権利義務を継承する場合。

第 20 条 (加入者の禁止事項)

加入者は、甲の業務を提供するために必要とする施設の変更や増設工事を行うことはできない。

2. 加入者は、甲の業務施設と加入契約以外の受信機とを相互に接続することはできない。
3. 不正、無断増設設備は、加入契約を行った後、改めて適切な設備工事を行わなければ使用できない。

第 21 条 (違約に関する措置)

加入者が第 18 条に違反し甲に不利益が生じた場合、甲に対し別途定める違約追徴金を支払わなければならない。

第 22 条 (加入契約の解約)

加入者が、加入契約を解約しようとする場合には、直ちに甲にその旨を申し出るものとし、施設撤去日をもって解約日とする。加入者は、加入契約終了後、第 9 条 1 項により貸与された STB (リモコンを含

む)を、甲の指定する期日までに返却するものとし、加入者が期日経過後も、これを返却しない場合は、甲は加入者に対し、STBの代金相当額の損害賠償を請求できるものとする。B-CASカード及びC-CASカードの取り扱いについては、第25条及び第26条の規定によるものとする。

2. 加入者から解約の申し出があった場合は、甲または甲の指定する業者により、加入者の施設を撤去する。但し、加入者は別に定める料金表に従い撤去に要する費用を撤去当日、甲または甲の指定する業者に支払うものとする。
3. 加入契約解約の場合は、支払われた契約料の払い戻しはしない。
4. すでに支払われた利用料は、その月分を差し引いて残余がある場合には、その残分を返却するものとする。

第23条 (加入者の義務違反による停止)

甲は加入者が加入契約に違反する行為をした場合、加入者に催告の上、サービス提供を停止することができる。

2. 加入者は前項により、甲のサービス提供を停止され、解約になった場合には、直ちに、この加入契約による全ての権利を失うものとする。
3. 甲は加入者が前項により解約になった場合、加入金は返却しない。

第24条 (契約の解除)

甲は、加入者または第10条第3項の第三者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、加入者に催告の上、または加入者の都合により甲から加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、加入契約を解除することができるものとする。なお、解除の際、加入者は、甲が契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金(以下未納料金という)を支払う義務を負う。

2. 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により甲施設の変更を余儀なくされ、かつ、甲施設の代替構築が困難な場合、甲は加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとする。
3. 前二項により加入契約を解除した場合に、加入者が別途支払ったNHKのテレビ受信料(衛星受信料を含む)、株式会社WOWOWの加入料および視聴料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、甲は何らの責任も負わないものとする。

第25条 (B-CASカードの取扱い)

加入者はデジタル放送サービスの提供を受ける場合には、デジタル放送用ICカード(以下「B-CASカード」という。)を使用するものとする。

2. 契約終了後は速やかに、B-CASカードを当社に返却するものとする。
3. B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款 KB0008B」に定めるところによる。
4. 加入者の故意または過失によりB-CASカードを破損又は紛失した場合は、別表5に定めるその相当分の費用を甲に支払うものとする。

第 26 条 (C-CASカードの取扱い)

甲はデジタル放送サービスの加入者に対しC-CASを貸与する。C-CASは甲の所有とし、契約終了後は速やかに返却するものとする。甲は加入者が当社の手配以外によるデータ追加・変更及び改竄することを禁止し、それらが行なわれたことによる甲及び第三者に及ぼされた損害・利益損失については、加入者が賠償するものとする。加入者の故意又は過失によりC-CASを破損又は紛失した場合は、その相当分の費用を甲に支払うものとする。甲はC-CASに蓄積されたデータを、C-CASシステムによって保護し、第三者に漏洩しない。

第 27 条 (加入者個人情報の取扱い)

甲が行う放送サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。

第 28 条 (国内法への準拠)

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については釧路地方裁判所を管轄裁判所とする。

第 29 条 (定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合、甲、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意を持って協議の上、解決に当たるものとする。

第 30 条 (約款の改正)

この約款は総務大臣に届け出た上、改正することがある。また、この約款の改正を行うときにはその効力発生時期を定め、かつ、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により、その効力発生時期が到来するまでに周知する。

附 則

- | | |
|------------|--------------------------------------------------------|
| 平成22年1月1日 | 第8条の変更。 |
| 平成23年7月1日 | アナログ放送契約終了により、アナログ放送受信用端末（ホームターミナル）の記載を削除。 |
| 平成24年8月1日 | 第8条(利用料)6項、7項を変更。(継続して支払義務を怠った場合について、支払義務を怠った期間の長さの変更) |
| 平成27年5月1日 | 第39条を追加。 |
| 平成28年5月21日 | 第4条を修正。
改正電気通信事業法の2016年5月21日施行に伴う「初期契約解除制度」を反映し、変更。 |
| 平成30年12月1日 | 第27条を変更。業界ACSにより収集・蓄積された個人情報利活の為に加入者 |

個人情報の取扱いを更新。

令和3年4月1日 料金表の変更及び変更に伴う該当条の修正。その他軽微な修正。

令和5年4月1日 第16条の内容を変更

第17条を追記

第26条の内容を変更

第27条から第39条を削除

第30条の内容を追記

料金表の変更及び変更に伴う該当条の修正。

令和5年7月1日 第30条の内容を追記

1.この約款は令和5年7月1日から施行する。

2.甲は特に必要があるとき、この約款に特約を付することができる。

【クレジットカード支払いに関する特約】

1. 加入者は、加入者が支払うべき当社の工事費、利用料金等を、当社及び加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとする。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとする。また、当社が、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとする。
3. 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとする。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、当社及び加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとする。

料 金 表 (令和6年6月1日現在)

通則

(消費税相当額の加算)

1 料金表に定める金額は税込み金額とし消費税等相当額を支払うものとします。※一部不課税

1. 契約料

項 目	金 額	摘 要
契約料	44,000 円	

2. 利用料 (月額)

2-1.

項 目	サ ー ビ ス	金 額	備 考
基本サービス	ベーシック 4 K	4,070 円	別途 S T B 料金加算
	バリュー 4 K	3,630 円	"
	地デジ&BS	2,200 円	
S T B (1 台目)	4 K E N T R Y	660 円	標準
	4 K S T A N D A R D	1,210 円	標準 (トリプルチューナー)
	4 K D V R	1,760 円	HDD 内蔵
	4 K S T B	2,200 円	ケーブルプラス S T B 2
S T B (追加)	4 K E N T R Y	1,210 円	標準
	4 K S T A N D A R D	1,760 円	標準 (トリプルチューナー)
	4 K D V R	2,310 円	HDD 内蔵
	4 K S T B	2,750 円	ケーブルプラス S T B 2
オプション チャンネル	WOWOW (3 c h セット)	2,530 円	S T B 1 台毎
	スターチャンネル	1,980 円	"
	J S P O R T S 4	1,430 円	"
	東映チャンネル	1,650 円	"
	衛星劇場	1,980 円	"
	アニメシアター X	1,980 円	"
	グリーンチャンネル (2 c h セット)	1,100 円	"
	プレーボーイチャンネル	2,750 円	"
	レインボーチャンネル	2,530 円	"
	ミッドナイトブルー	2,530 円	"
レインボー、ミッドナイト (2 c h セット)	2,970 円	"	

※ベーシックサービスおよびバリューサービスには、別途 S T B が必要となります。

※レンタル提供する各種 S T B には、1 台につきリモコン 1 台が付属しています。付属するリモコンの交換は有料となります。

※放送するチャンネルの内容とチャンネル数は変更する場合があります。

※ご利用は月単位で月額利用料の日割り計算はありません。

※利用料には、日本放送協会 (NHK) の受信料 (衛星受信料含む) は含まれておりません。

2-2. ※新規受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続してご利用することができます。

品 目		金額	摘 要
利用料 (ハーフシグコース)		4,620 円	セット①付、STB (標準型) 1 台付
		5,720 円	セット①付、STB (HDD 内蔵型) 1 台付 セット①付、STB (4K 対応型) 1 台付
		5,720 円	セット①付、STB (4K 対応 Android 内蔵型) 1 台付
		6,820 円	セット①付、STB (ブルーレイ HDD 内蔵型) 1 台付 セット①付、STB (4K 対応 HDD 内蔵型) 1 台付
		4,070 円	セット①付、STB (ブルーレイ HDD 内蔵型) を別途販売 現在販売は停止
利用料 (ハーフリュコース)		4,180 円	STB (標準型) 1 台付
		5,280 円	STB (HDD 内蔵型) 1 台付 STB (4K 対応型) 1 台付
		5,830 円	STB (4K 対応 Android 内蔵型) 1 台付
		6,380 円	STB (ブルーレイ HDD 内蔵型) 1 台付 STB (4K 対応 HDD 内蔵型) 1 台付
		3,630 円	STB (ブルーレイ HDD 内蔵型) を別途販売 現在販売は停止
STB 料		1,100 円	STB (標準型) 1 台 (2 台目以降)
		2,200 円	STB (HDD 内蔵型) 1 台 (2 台目以降) STB (4K 対応型) 1 台 (2 台目以降)
		2,750 円	STB (4K 対応 Android 内蔵型) 1 台 (2 台目以降)
		3,300 円	STB (ブルーレイ内蔵型) 1 台 (2 台目以降) STB (4K 対応 HDD 内蔵型) 1 台 (2 台目以降)
利用料 (地デジコース)		2,200 円	FTTH エリアは BS デジタル放送も含む (STB 未提供)
有 料 チ ャ ン ネ ル	スターチャンネル	1,980 円	STB 1 台毎
	衛星劇場	1,980 円	〃
	WOWOW (3chセット)	2,530 円	〃
	グリーンチャンネル (2chセット)	1,100 円	〃
	Jsports4	1,430 円	〃
	東映チャンネル	1,650 円	〃
	アニメシアター X (AT-X)	1,980 円	〃
	プレイボーイチャンネル	2,750 円	〃
	レインボーチャンネル	2,530 円	〃
	ミッドナイトブルー	2,530 円	〃
セット② (2chセット) ・レインボーチャンネル、ミッドナイトブルー	2,970 円	〃	
摘 要			
<p>標準型 STB 以外の STB 契約の最低利用期間は 2 年間。 セット① MONDO TV、TBS チャンネル 1、TBS チャンネル 2、V☆パラダイス、スカイ・A、歌謡ポップスチャンネル、チャンネル NECO、スポーツライブ+ STB 専用放送チャンネルの HD チャンネル (STB 用リモコン「CATV」表示) ゴルフネットワーク HD、ムービープラス HD、ディスカバリーチャンネル HD、日本映画専門チャンネル HD、GAORA SPORTS HD、スペースシャワーTV HD、アクションチャンネル、TBS チャンネル 2、スカイ・A、J SPORTS 1、J SPORTS 2、J SPORTS 3、アニマックス、M-ON!、テレ朝チャンネル 2、スポーツライブ+</p>			

品 目	
定期契約 ベーシックコース、ハブリューコース、地デジコースに限定。契約の最低利用期間は2年間。利用料の支払いは当社が認定するクレジットカード支払いに限定。別途、FTTHインターネット接続サービス（ライト、ミディアム）及び固定電話（ケーブルライン又はケーブルプラス）の契約者に限定。	
金額	摘 要
4,216 円	定期契約利用料（ベーシックコースの契約者で「セット①付、STB（標準型）1台付」の場合。）
3,886 円	定期契約利用料（ハブリューコースの契約者で「STB（標準型）1台付」の場合。）
5,316 円	定期契約利用料（ベーシックコースの契約者で「セット①付、STB（HDD内蔵型）1台付」の場合。） 定期契約利用料（ベーシックコースの契約者で「セット①付、STB（4K対応型）1台付」の場合。）
4,986 円	定期契約利用料（ハブリューコースの契約者で「STB（HDD内蔵型）1台付」の場合。） 定期契約利用料（ハブリューコースの契約者で「STB（4K対応型）1台付」の場合。）
5,866 円	定期契約利用料（ベーシックコースの契約者で「セット①付、STB（4K対応Android内蔵型）1台付」の場合。）
5,536 円	定期契約利用料（ベーシックコースの契約者で「STB（4K対応Android内蔵型）1台付」の場合。）
6,416 円	定期契約利用料（ベーシックコースの契約者で「セット①付STB（ブルーレイHDD内蔵型）1台付」の場合。） 定期契約利用料（ベーシックコースの契約者で「セット①付、STB（4K対応HDD内蔵型）1台付」の場合。）
6,086 円	定期契約利用料（ハブリューコースの契約者で「STB（ブルーレイHDD内蔵型）1台付」の場合。） 定期契約利用料（ベーシックコースの契約者で「STB（4K対応HDD内蔵型）1台付」の場合。）
3,666 円	定期契約利用料（ベーシックコースの契約者で「セット①付、STB（ブルーレイHDD内蔵型）を別途販売」の場合。）
3,336 円	定期契約利用料（ハブリューコースの契約者で「STB（ブルーレイHDD内蔵型）を別途販売」の場合。）
8,000 円	定期契約解除料（2年間未滿に契約を解除する場合。）不課税
詳細事項	
(1) 定義等	OCTV多チャンネル放送サービス契約約款（以下「TV約款」といいます。）
	「TV約款」に定める契約（品目は「ベーシックコース、ハブリューコース」に限ります。以下「TV契約」といいます。）
	「TV約款」に定める放送サービス（品目は「ベーシックコース、ハブリューコース」に限ります。以下「TVサービス」といいます。）
	当社が別に定めるFTTHインターネット接続サービス契約約款（以下「NET約款」といいます。）
	「NET約款」に定める契約（品目は「ライト、ミディアム」に限ります。以下「NET契約」といいます。）
	「NET約款」に定める通信サービス（品目は「ライト、ミディアム」に限ります。以下「NETサービス」といいます。）
	当社と提携する他の電話サービス提供会社が別に定める電話サービス契約約款（以下「他の電話約款」といいます。）
	「他の電話約款」に定める契約（以下「TEL契約」といいます。）
	「他の電話約款」に定める電話サービス（以下「TELサービス」といいます。）
	TVサービス、NETサービス及びTELサービス（以下「トリプルサービス」といいます。）
ア 定期契約とは、NET契約及びTEL契約を締結しているTV契約者から申込があり、当社が承諾した場合、当社がトリプルサービスの提供を開始した日（現にトリプルサービスの提供を受けている場合は、定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月翌月の初日から起算して2年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。（例として、契約者から申込があり、当社が承諾した日が2011年12月10日の場合、2012年1月1日から起算し、2013年12月31日を満了日とします。）	
イ 当社は、トリプルサービスの設置先が第2条（契約の対象）（1）1戸建住宅又は（3）集合	

	<p>住宅（トリプルサービスを利用する契約者の居住する部屋まで当社の引込線を設置している場合に限り）に限り定期契約を締結します。</p> <p>ウ 当社は第3条（契約の成立）の規定による場合、定期契約の申込を承諾しないことがあります。</p>
(2) 利用料等の取扱い	<p>ア 利用料は、トリプルサービスの提供を開始した日（現にトリプルサービスの提供を受けている場合は、定期契約の申出を当社が承諾した日）の当該月の翌月より、別途定める定期契約利用料を適用します。</p> <p>イ 定期契約の解除があったときは、その契約解除日の当該月末分まではアに規定する料金額を適用します。</p>
(3) 定期契約の更新および解除	<p>ア 当社は、定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に定期契約を更新します。</p> <p>ただし、満了日の属する暦月内に、契約者より定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。</p> <p>イ 当社は、次の場合には、定期契約の解除を行いません。</p> <p>(1) 契約者が、トリプルサービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合。</p> <p>(2) 契約者が、TEL サービスの一時中断を行なう場合。</p> <p>(3) 契約者が、NET サービスの利用の休止を行なう場合。</p> <p>(4) 契約者が、TV サービスの一時停止を行なう場合。</p> <p>(5) 当社が、トリプルサービスのうちいずれか又は全部の解除を行なう場合。</p> <p>(6) 当社が、トリプルサービスのうちいずれか又は全部の利用の停止を行なう場合。</p> <p>(7) 契約者が、NET 約款に定める他の品目（ライト、ミディアム、ハイパー、ビジネス、ひかりギガ、ひかりメガ）への変更を行う場合。</p> <p>(8) 契約者が、TV 約款に定める他の品目（地デジコース）への変更を行う場合。</p> <p>ウ 契約者は、定期契約の満了日の前日までに定期契約の解除を行なう場合、別途定める定期契約解除料の支払いを要します。</p> <p>ただし、解除と同時に TV サービスの解約を行なう場合は、別途定める引込線撤去費の支払いを要します。</p> <p>エ 当社は、NET 約款で定める定期契約に係る定期契約解除料を重複して加算することはありません。</p> <p>オ 当社は定期契約の適用を受ける契約者には、第5条（契約の有効期限）は適用しません。</p> <p>カ 契約者は、ウの規定にかかわらず、次の場合は、定期契約解除料の支払いを要しません。</p> <p>(1) 契約者が、更新日以降に定期契約の解除を行なう場合。</p> <p>(2) 契約者が、転居によりトリプルサービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社が提供するトリプルサービスの申込を行う場合。</p> <p>(3) 契約者が、NET 約款に定める他の品目（ライト、ミディアム、ハイパー、ビジネス、ひかりギガ、ひかりメガ）への変更を行う場合。</p>

*ベーシックコース、ハリュコースで放送するチャンネルの内容とチャンネルの数は変更する場合があります。

*セット①で放送するチャンネルの内容とチャンネルの数は変更する場合があります。

*営業用加入者の増設受信機は、1台につき880円とします。

*ご利用は暦月単位で月額利用料の日割計算はありません。

*利用料には、日本放送協会（NHK）の受信料（衛星受信料含む）は含まれておりません。

*WOWOWの加入金は含まれておりません。

3. 工事費等

項 目	金額	摘 要
設置工事費	52,800 円	標準工事の場合
ネット利用者テレビ追加工事費	26,400 円	標準工事の場合
テレビ利用者固定電話追加工事費	52,800 円	標準工事の場合
固定電話追加工事費	52,800 円	2 回線目からの追加工事
固定電話追加工事費	3,300 円	ネット利用者追加工事
機器設置工事費	3,300 円	S T B 他、各種端末機器設置
移転再設置工事費	26,400 円	標準工事の場合
移転設備撤去工事費	13,200 円	標準工事の場合
設備撤去工事費	13,200 円	標準工事の場合（事務手数料含む）
テレビ関連設備機器撤去工事費	13,200 円	標準工事の場合（事務手数料含む）
機器撤去工事費	3,300 円	S T B 他、各種端末機器撤去
その他の工事費	実費	別途お見積り工事
STB 販売価格（ブルーレイ HDD 内蔵）	81,400 円	1 台毎、現在販売は停止 *引き渡し日から 1 年間は保証期間といたします。販売した STB（ブルーレイ HDD 内蔵）は当社以外の CATV 局では使用できません。

※設置工事、撤去工事、追加工事について標準工事範囲外の部材等が必要な場合は、別途その費用を申し受けます。

※その他の工事費の実費は、別途当社にてお見積りいたします。

※ホテル、病院、商業ビル、集合住宅などの一括設置工事の場合は、お見積り工事となります。

4. 手数料

項 目	金額	摘 要
事務手数料	3,300 円	新規契約
事務手数料	1,100 円	追加契約、各種変更、解約、移転等
請求書発行手数料	110 円	1 回につき
本人の求めに係る手数料	1,100 円	
デジタル登録料	廃止	TV 契約時の CAS カード登録料

5. その他

項 目	金額	摘 要
S T B 保証金（標準、4 K E N T R Y）	20,000 円	紛失、破損、未返却。不課税
S T B 保証金（4 K 対応型）※旧型	40,000 円	紛失、破損、未返却。不課税
S T B 保証金（HDD 内蔵、4 K S T A N D A R D）	40,000 円	紛失、破損、未返却。不課税
S T B 保証金（4 K ケーブルプラス S T B 2）	40,000 円	紛失、破損、未返却。不課税
S T B 保証金（BD 内蔵、4 K H D D 内蔵）	60,000 円	紛失、破損、未返却。不課税
S T B 保証金（4 K D V R）	60,000 円	紛失、破損、未返却。不課税
V-ONU 保証金	20,000 円	紛失、破損、未返却。不課税
B-CAS カード	2,200 円	紛失、破損、未返却
C-CAS カード	3,300 円	紛失、破損、未返却
S T B リモコン	2,200 円	紛失、破損、未返却
S T B 最低利用期間違約金（4 K E N T R Y）	12,000 円	最低利用期間 12 ヶ月。不課税
〃（4 K E N T R Y 以外）	12,000 円	最低利用期間 24 ヶ月。不課税

※STB用リモコンの金額はSTBの機種により変更となる場合があります。

<付則>

平成18年7月1日	光ケーブル引込タイプを追加。
平成19年10月1日	光ケーブル引込タイプを廃止し、デジタル料金表に変更。
平成20年10月1日	ケーブルライン電話サービスとの利用料セット割引及び工事費の種別を追加。
平成21年4月1日	有料チャンネルの料金の変更及び追加。一部標準工事費を追加。
平成21年5月1日	営業用加入者の増設受信機1台ごとの料金の変更。利用料の名称「バリューコース」を追加。「0AB～J」の名称を「ケーブルライン」に変更。既ケーブルライン電話利用者の割引を廃止。
平成22年1月1日	料金表の有料チャンネルの料金変更。B-CASカードとC-CASカードの紛失・破損等の料金を追加。
平成22年4月1日	料金表に地上デジタル放送等再送信サービスを追加。
平成22年6月1日	STB（ブルーレイHDD内蔵）を利用するサービスを追加。
平成23年4月1日	セット①のチャンネルを変更。有料チャンネルを変更。
平成23年7月1日	アナログ放送契約終了により、アナログ料金表を削除。
平成23年12月1日	料金表に地デジコース・WOWOWセット、地デジコース・スターチャンネルセット、定期契約利用料、定期契約解除料、デジタル登録料を追加。
平成24年4月1日	セット①のチャンネルを変更。有料チャンネルを変更。
平成24年8月1日	有料チャンネルの名称を変更。
平成25年3月1日	定期契約に「地デジコース」を追加。
平成26年4月1日	利用料（バリューコース）を変更。金額を消費税別表示に変更。
平成27年4月1日	LaLaTVをバリューコースでも視聴できるように変更。
平成27年5月1日	利用料（バリューコース）にOCTV回線が引込済みの集合住宅向け限定プランを追加（2015年5月から2016年3月まで適用予定）
平成27年6月1日	STB専用放送チャンネルのHDチャンネルの名称を記載。
平成27年9月1日	3. 工事費等 STB販売価格（ブルーレイHDD内蔵）の金額を変更。
平成28年5月21日	4. 手数料 契約事務手数料を追加。 改正電気通信事業法の2016年5月21日施行に伴う「初期契約解除制度」を反映し、変更。
平成28年7月1日	料金表にSTB（ブルーレイ内蔵型）利用料、定期契約利用料、定期契約違約金を追加。
平成29年2月1日	利用料の名称を「ノーマルコース」から「ベーシックコース」に変更。 料金表にSTB保証金（BD内蔵）60,000円（税なし）を追加。
平成30年4月1日	セット①のチャンネルを変更。有料チャンネルを追加。 STB専用放送チャンネルのHDチャンネルを追加。 スターチャンネル料金変更。
平成30年12月1日	STB（4K対応型）を利用するサービスを追加。 STB（4K対応HDD内蔵）を利用するサービスを追加。 料金表のNETサービス条件の変更。

令和元年7月1日	<p>STB（4K対応Android内蔵）を利用するサービスを追加。 STB契約の最低利用期間を変更。 セット①のチャンネルを変更。 STB専用放送チャンネルのHDチャンネルを変更。</p>
令和3年4月1日	<p>参照している条番号間違いなど軽微な誤りを修正 税込み総額表示対応 セット①のチャンネルを変更、STB専用放送チャンネルのHDチャンネルを追加 A-CAS対応(新4K-STB)料金表追加 工事費、手数料などの改定</p>
令和5年4月1日	<p>参照している条番号を変更 料金表の金額を変更 料金表内のセット①のチャンネルを変更 6. 保存期間を削除</p>
令和6年6月1日	<p>料金表2-1及び2-2 スターチャンネルのサービス名、品目名、金額変更。 料金表2-2適用内のセット①のチャンネル名変更。 料金表2-2詳細事項(1)定義等の「TV約款」に定める契約及び「TV約款」に定める放送サービスの詳細変更。 料金表2-2(3)定期契約の更新および解除内「イ(7)」及び「カ(3)」のNET品目追加。</p>